

# 地域型保育施設 重要事項説明書

## 1 事業の目的

地域型保育施設 武蔵浦和はっぴー保育園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

## 2 運営の方針

- ・一人ひとりの個性を尊重し、自主性を育む保育。
- ・自発的な遊びを通して、心身の健康と自律を育む保育。
- ・人との関わりを大切に、社会性と自律を育む保育。
- ・家庭との連携を大切に、子どもの成長を見守る保育。

## 3 当園の概要

実施種別	地域型保育事業（小規模保育事業 A 型）
名称	武蔵浦和はっぴー保育園
所在地	埼玉県さいたま市南区別所 1-24-15
認可年月日	令和 3 年 4 月 1 日
電話番号	048-865-0881 *緊急時 080-7325-9329
管理者氏名	施設長 松本 優稀
利用定員（年齢別）	0歳：3人、1歳：8人、2歳：8人
実施する事業の種類	通常保育、延長保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。
第三者評価の概要	第三者評価機関による第三者評価を年1回受審します

## 4 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日	開園時間	保育標準時間	延長保育時間	休園日
月曜日～ 土曜日	7時30分～ 19時00分	7時30分～ 18時30分	18時30分～ 19時00分	日曜日・祝祭日 年末年始 (12月29日～ 1月3日)
		保育短時間 8時00分～ 16時00分	保育短時間延長 7時30分～8 時00分 16時00分～ 19時00分	

※ 延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途保育料が必要となります。

## 5 職員体制

	常勤	常勤者の有資格	非常勤	非常勤者の有資格	備考
管理者	1人	1人	0人	0人	
保育士	3人	3人	2人	2人	
調理員	0人	0人	2人	0人	

## 6 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- 0歳 家庭との連携を密にして、安心して眠り、気持ちよく過ごすことができる生活リズムをつくっていく優しい語りかけや、発声、喃語を受けとめ、指さし、言葉へとつなげていきます。
- 1歳 保育士の適切な言葉かけと援助で、自分でしようとする気持ちを育む保育を行います。保育士に見守られ、好きな玩具や遊具、自然物に自分から関わり、一人遊びを十分に楽しめるよう保育を行います。
- 2歳 自分の思いをしっかりと主張し、思い通りにならないことを味わいながら、少しずつ自分の気持ちをコントロールしていけるように援助していきます。  
保育士が仲立ちとなり、感動や喜びを共感し合うなかで、友達と一緒に遊ぶ（つもり、見立て、ごっこ遊び）楽しさを知らせていきます。

## 7 給食等について

### (1) 提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

### (2) 提供方法

自園調理

### (3) 昼食・おやつ

保護者の方へは、前月15日ごろに翌月の献立表をお配りします。

### (4) アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギーで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、除去、又は代替食などの対応をいたします。

\*除去、又は代替食を提供する場合、医師の指示書(診断書)が必要です。

(例) 卵・牛乳・そば・魚介類(えび、かに)など

### (5) 衛生管理等

調理員および調乳・食事介助を行う保育従事職員は、毎月検便を行っています。

## 8 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。

月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。



## 1 2 保育料

### (1) 基本保育料

支給認定をした市町村が定める保育料を市町村に代わり当施設が利用者より受領することになります。

### (2) 延長保育料 300 円/30 分 月額上限 3,000 円

### (3) 実費徴収 帽子代 500 円(初回のみ) 連絡帳代 100 円/冊(初回および必要時) おむつゴミ処理代 1000 円/月 保険料 240 円/年

## 1 3 支払方法(延長保育料や実費徴収の料金)

支払いは以下の方法でお願いいたします。

### (1) 基本保育料

### (2) 延長保育料

### (3) 実費徴収

(1)(2)(3)を合計した金額を、ご指定口座より引落とし致します。

引落とし手数料は保護者負担となります。

(毎月 10 日までに請求書を発行致しますので、毎月 20 日までにご指定口座にご入金をお願い致します。)

(入所時に必要な帽子代、連絡帳代については、入所後最初の請求にてご請求させていただきます)

## 1 4 利用の開始及び終了について

また、当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ・満 3 歳に達する年度が終了したとき
  - ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- なお、育児休業取得時の保育の継続は、2 歳以下は、保護者の健康状態や当該児童の発達上、環境の変化が好ましくない場合に限りです。
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1 5 支給認定区分・住所等の変更

### (1) 支給認定区分の変更

事実発生日(要件を有した(無くした)日)が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更はできません。

#### ア 3号認定から2号認定に変更する場合

年齢到達で認定区分が変更になる場合、さいたま市より自動的に新しい認定証(2号認定証)が送付されます。

提出書類:「3号認定証」

提出先:さいたま市

#### イ 就労時間等の変更に伴う認定区分(時間)を変更する場合

提出書類:「支給認定区分変更申請書」(さいたま市指定様式)

：「保育を必要とする事由」がわかる書類(就労：勤務証明書等)  
「支給認定証」

提出先：当園（その後、当園からさいたま市に提出します。）

(2) 住所・世帯構成・保護者区分の変更

提出書類：「変更届」（さいたま市指定様式）

提出先：当園（その後、当園からさいたま市に提出します。）

16 賠償責任保険の加入

独立行政法人日本スポーツ振興センターへ加入します。

17 嘱託医

(1) 内科

名称	石田医院
医院長名	石田 有世
所在地	さいたま市浦和区仲町 4-16-1
電話番号	048-861-2186

(2) 歯科

名称	西澤歯科クリニック
医院長名	西澤 祐司
所在地	さいたま市南区别所 1-19-14
電話番号	048-862-1255

18 緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

内科	前項（1）に同じ	

19 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更) 届出書	作成・届出義務なし（作成はします）			
	防火管理者	松本 優稀		
避難訓練等	火災及び地震を想定した避難訓練等（月1回）を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第1避難場所	別所小学校	第2避難場所	岸町小学校

## 20 要望・苦情等に関する相談窓口

(1) 受付担当者

氏名 松本 優稀 (役職 施設長) TEL 048-865-0881

(2) 解決責任者

氏名 瀧音 優太 (役職 運営責任者) TEL 0480-91-0881

(3) 受付方法

面接・文書・電話などの方法で受け付けます。

当園における保育の提供の開始にあたり「地域型保育施設重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

地域型保育施設 武蔵浦和はっぴー保育園

私は、本書面に基づいて地域型保育施設 武蔵浦和はっぴー保育園の利用にあたって重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

㊞

児童から見た続柄